

佐世保市監査委員公表第1号

定期監査の結果について

佐世保市監査委員監査基準に従い、定期監査を実施しましたので、その結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

令和6年1月24日

佐世保市監査委員 宮 崎 祐
佐世保市監査委員 赤 瀬 隆
佐世保市監査委員 井 上 友



教育委員会 教育機関 分
市民生活部 分
子ども未来部 分

監査結果報告

佐世保市監査委員監査基準に従い、監査を実施したので報告する。

1 監査の種類 財務監査（定期監査）

2 監査の対象 教育委員会
教育機関

小学校（日宇、天神、港、福石、木風、潮見、
白南風、小佐世保、祇園、世知原、
小佐々、楠栖、江迎、猪調、鹿町、
歌浦）

中学校（崎辺、福石、山澄、祇園、世知原、
小佐々、江迎、鹿町）

3 監査の期間 令和5年11月1日（水）～令和6年1月16日（火）

4 監査の着眼点

- (1) 収入事務は適正か。
- (2) 支出事務は適正か。
- (3) 契約事務は適正か。
- (4) 財産管理事務は適正か。

5 監査の実施内容

令和5年度に執行された財務に関する事務が、法令等に基づき、適正に行われているか関係書類を抽出して調査を行い、また、担当職員の説明を聴取するなどの方法により実施した。

6 監査の結果

上記、記載のとおり監査した限りにおいて、支出事務、財産管理事務につき、別記のとおり改善を要する事項が見受けられた。その事項を除き、重要な点において、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われていた。

なお、軽易な事項については記述を省略した。

【指摘事項】

1. 支出事務

① 郵便切手等の管理において

ア 佐世保市立学校物品会計規則第 11 条で、「学校長等は、教育長が指定する時期に前条第 1 項第 3 号の物品受払簿と現品を照合し、保管状況を確認しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、指定された時期に照合を行っていなかった。 (歌浦小)

イ 切手・葉書受払簿と切手の残高が一致しなかった。 (鹿町小) (歌浦小)

小・中学校において、郵便切手の管理については今回で 3 年連続した指摘事項であり、金券である事の認識が不十分であると言わざるを得ない。今後は、再発防止に努め、適正な管理を徹底されたい。

2. 財産管理事務

① 佐世保市立学校物品会計規則第 16 条第 3 項で「備品台帳に登載すべき備品を検収したとき、学校長等は、備品ラベルを貼付…しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、備品ラベルの貼付がされていないものがあつた。 (祇園中)

備品の管理については、規則に則った適正な管理と事務処理を行うよう徹底されたい。